

2023年10月25日

各位

不動産投資信託証券発行者名
オリックス不動産投資法人 (コード番号 8954)
代表者名 執行役員 三浦 洋

資産運用会社名
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 充
問合せ先 財務 IR 部 西谷 朋直
TEL: 03-5776-3323

(訂正)「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

本投資法人が2023年10月20日付で公表しました「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」における添付資料の記載内容の一部について下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正箇所

- 「第15回投資主総会招集ご通知」11ページ
投資主総会参考書類
第1号議案 規約一部変更の件
2 変更の内容

2. 訂正事項

- (1) 【訂正前】 (二重下線部分は訂正部分を示します)

現 行 規 約	変 更 案
別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日について I 資産評価の方法及び基準について 1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準 (2)有価証券(不動産等及び下記(4)に含まれるものを除く。) <u>②上記(2)①に掲げる有価証券以外の有価証券</u> <u>当該有価証券の市場価格(証券会社等のブローカーにより提示される価格(気配値を含む。))又は取引所有価証券市場における取引価格に準じ随時売買取換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。)</u> がある場合には市場価格に基づく価額。また、市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額。ただし、優先出資証券、コマーシャル・ペーパー、貸付信託の受益証券、外国貸付債権信託受益証券、外国法人が発行する譲渡性預金証書及び貸付債権信	別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日について I 資産評価の方法及び基準について 1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準 (2)有価証券(不動産等及び下記(4)に含まれるものを除く。) <u>満期保有目的の債券に分類される場合には、取得原価をもって評価する。その他有価証券に分類される場合には、時価をもって評価する。ただし、市場価格(証券会社等のブローカーにより提示される価格(気配値を含む。))又は取引所有価証券市場における取引価格に準じ随時売買取換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。)</u> がない株式等は、 <u>取得価額にて評価するものとする。</u>

託受益証券、別紙1のIの(3)①に掲げるもの並びに外国法人に対する権利で貸付債権信託受益証券の権利の性質を有するものについては、市場価格及び合理的な方法により算出された価格がない場合には、取得価額にて評価することができるものとする。

(2) 【訂正後】(二重下線部分は訂正部分を示します)

現 行 規 約	変 更 案
別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日について	別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日について
I 資産評価の方法及び基準について	I 資産評価の方法及び基準について
1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準	1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準
(2)有価証券(不動産等及び下記(4)に含まれるものを除く。)	(2)有価証券(不動産等及び下記(4)に含まれるものを除く。)
<u>②上記(2)①に掲げる有価証券以外の有価証券</u> <u>当該有価証券の市場価格(証券会社等のブローカーにより提示される価格(気配値を含む。))又は取引所有価証券市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。)</u> がある場合には市場価格に基づく価額。また、市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額。ただし、優先出資証券、コマーシャル・ペーパー、貸付信託の受益証券、外国貸付債権信託受益証券、外国法人が発行する譲渡性預金証書及び貸付債権信託受益証券、別紙1のIの(3)①に掲げるもの並びに外国法人に対する権利で貸付債権信託受益証券の権利の性質を有するものについては、市場価格及び合理的な方法により算出された価格がない場合には、取得価額にて評価することができるものとする。	満期保有目的の債券に分類される場合には、取得原価をもって評価する。その他有価証券に分類される場合には、時価をもって評価する。ただし、 <u>市場価格(証券会社等のブローカーにより提示される価格(気配値を含む。))又は取引所有価証券市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。)</u> がない株式等は、 <u>取得原価</u> にて評価するものとする。

以上